

旧富士銀行横浜支店映像文化施設及び元町中華街映像文化施設
自家用電気工作物点検保守業務委託 仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本委託業務は、電気事業法施行規則第52条第2項に基づく保安管理業務に適用し、自家用電気工作物保安規程に定める基準に従い、旧富士銀行横浜支店映像文化施設及び元町中華街映像文化施設自家用電気工作物の月次点検及び年次点検等を実施し、その機能維持を図るものである。

(電気工作物の概要)

第2条 本委託業務における電気工作物の概要（以下「事業場」という。）は以下のとおりとする。

- 1 旧富士銀行横浜支店映像文化施設
 - (1) 事業場名称 旧富士銀行横浜支店映像文化施設
 - (2) 所在地 横浜市中区本町4-44
 - (3) 事業場の業種 学校
 - (4) 設備容量 300キロボルトアンペア
 - (5) 最大電力 195キロワット
 - (6) 受電電圧 6,600ボルト
 - (7) 非常用予備発電・蓄電池 — (なし)
- 2 元町・中華街映像文化施設
 - (1) 事業場名称 元町・中華街映像文化施設
 - (2) 所在地 横浜市中区山下町116
 - (3) 事業場の業種 学校
 - (4) 設備容量 425キロボルトアンペア
 - (5) 最大電力 258キロワット
 - (6) 受電電圧 6,600ボルト
 - (7) 非常用予備発電・蓄電池 — (なし)

(業務内容)

第3条 受託者は、以下の業務を行う

- (1) 文書作成支援及び提出代行
- (2) 定期点検及び臨時点検
- (3) 技術指導

(履行期間)

第4条 本委託業務の履行期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(関連法令の遵守)

第5条 本委託業務の実施に当たっては、電気事業法第四十二条で規定された自家用電気工作物保安規程、電気事業法及び関連法令、経済産業省「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」等を遵守する。

第2章 文書作成支援及び提出代行

(作成を支援する書類等)

第6条 委託者が経済産業省に提出する下記の文書について、助言等の支援を行う。

- (1) 自家用電気工作物保安規程
- (2) 保安管理業務外部委託承認申請書
- (3) その他、外部委託承認に必要な書類等

(提出の代行)

第7条 受託者は、前条において作成する文書について、委託者から提出代行にかかる同意書等の提出を受けた上で、委託者に代わって経済産業省等へ提出するものとする。

第3章 定期点検

(定期点検)

第8条 保安規程で定められた回数の定期点検を行う。

(点検周期)

第9条 受託者が定期的に行う点検の頻度は以下の通りとする。また、月次点検、年次点検及び臨時点検における点検項目については、第9条に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。ただし、受託者の希望で平成十五年経済産業省告示第二百四十九号第4条第7項及び第8項に定める保安管理のための機器を設置する場合、本項第1号に定める月次点検の頻度は委託者と協議の上、隔月で実施することができる。

(1) 月次点検 毎月

- ・各部の目視、聴覚、及び臭覚による点検
- ・各計器の指示値の確認及び記録
- ・故障表示器の表示確認
- ・開閉表示状態（指示灯）の確認
- ・信号灯及び表示灯のランプチェックによる確認

(2) 年次点検 1回

- ・各部の目視点検
- ・各部の清掃、締め付け部の増締め
- ・絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器動作特性等
- ・計器校正
- ・シーケンス確認、運転動作確認
- ・点検保守対象の電気工作物について、高濃度ポリ塩化ビフェニルの含有有無の確認
- ・その他必要なもの

2 前項ただし書きに定める機器を設置する場合、設置費用、契約終了時の撤去費用等、機器に関する費用は受託者の負担とする。

(保安管理業務)

第10条 受託者が実施する保安管理業務及びこれに伴い委託者が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。なお、詳細については『建築保全業務共通仕様書』（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

(1) 委託者は、事業場について受託者の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）の通知を受け、面接等を行い、その者が保安業務担当者本人であることを確認すること。

(2) 受託者の保安業務担当者は、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、委託者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(3) 受託者は、前条にある自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

(4) 受託者は、前条にある自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。

(5) 受託者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、第3項に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。

(6) 受託者は、自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を委託者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
委託者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

(7) 受託者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。

また、事故・故障の状況に応じて、受託者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、委託者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、委託者に対し、電気事故報告の作成及

- び手続きの指示又は助言を行うこと。
 (8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 委託者は、前項の受託者に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、受託者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、委託者は、受託者の監督の下に点検等を行い、受託者は、その記録の確認を行うものとする。また、受託者は、委託者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受託者は、当該電気工作物の保安について、委託者に対し指示又は助言ができるものとする。

- (イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物
- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
- (ロ) 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
- (a) 立入に危険を伴う場所
 - (b) 情報管理のため立入が制限される場所
 - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
 - (d) 機密管理のため立入が制限される場所
 - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、必要に応じて受託者が委託者へ月次点検の報告書をもって報告し、それをもって確認を行うものとする。

【需要設備】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	
<受・配電盤>	<測定項目>	
<接地工事> 接地線、保護管等	電圧、負荷電流測定	
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧

		及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。

- 4 委託者の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおり施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。
- 5 受託者は、月次点検のほか、委託者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。
- 6 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受託者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととする。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 7 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

第4章 臨時点検

（事故時の連絡）

第11条 電気設備の故障、継電器の作動、漏電事故等が発生した場合、委託者は受託者に連絡をする。

（臨時点検）

第12条 前条の連絡を受けた受託者は緊急に点検を行う必要性を判断し、必要であれば、臨時点検を行う。

臨時点検の実施時間帯については、原則、日中を想定するが、施設の運営に支障が生じる恐れがあり、緊急に点検を行う必要がある場合には、委託者と協議の上、休日、夜間・早朝に行うこともある。

（臨時点検の内容）

第13条 臨時点検の内容は、受託者が必要に応じ判断する。

(臨時点検の報告)

第14条 受託者は、点検終了後ただちに委託者に作業内容、発見した不具合、電気設備の損傷状況等を口頭で報告し、後日に文書で提出する。

(再発防止等)

第15条 事故、故障について再発防止、2次災害防止等の対応が必要な場合、受託者は、委託者に指示する。

(費用負担)

第16条 故障、事故等で臨時点検を行った場合の費用は受託者負担とする。ただし、応急措置等で著しい負担が生じた場合は委託者と協議する。

第5章 その他

(連絡責任者)

第17条 本委託業務における連絡責任者は下記のとおりとする。

- (1) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (2) 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (3) 委託者は、(1)及び(2)による通知の内容変更が生じた場合は、受託者に変更の内容を通知するものとする。
- (4) 委託者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。
- (5) 委託者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

(委託者及び受託者の協力及び義務)

第18条 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

- 2 受託者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第19条 受託者は、保安業務担当者は、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

(記録の保存)

第20条 受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、委託者受託者双方において3年間保存するものとする。

(業務履行の細則)

第21条 本委託業務の履行にあたっては、以下のとおりとする。

- (1) 本委託業務は、電気供給規程、高圧受電設備規程、自家用電気工作物保安規程、建築保全業務共通仕様書、その他の関係法規に従い履行する。
- (2) 点検の日時については、本市監督員と十分協議のうえ決定する。
- (3) 点検業務の実施にあたっては、停電が伴うため、点検日の14日前までに作業計画書を提出し、本市監督員の承諾を得る。
- (4) 業務履行中は、作業服上下及び作業靴並びに作業帽を着用し、服胸部に社名、氏名を名記した名札を取り付けるものとする。
- (5) 受電設備の運転停止については、本市監督員あるいは本市の指定する者の立会いの上実施する。

- (6) 緊急時（事故等）には、停電の原因を調査し、復電操作を行うものとする。
- (7) 電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときは臨時点検を実施する。
- (8) 点検に必要な仮設電源は受託者が用意すること。

（現場責任者等の資格）

第22条 現場責任者及び作業員は、本委託業務に関する専門知識を有し、次の資格等を有する者とする。

- (1) 電気工作物に関する資格を有する者
- (2) 3年以上の業務経験を有する者
- (3) 上記以外の者と同等以上の知識及び技能を有する者

（電気主任技術者）

第23条 受託者は、電気工作物の保安を確保するため、以下のことを行う。

- (1) 電気主任技術者を選任する。
- (2) 委託者が電気工作物保安規程を作成するにあたり参画する。
- (3) (1)の変更届及び(2)の規程を受託者に代わり、経済産業省に提出する。

（安全管理）

第24条 現場の管理については、関係法規に従い安全、衛生管理及び防火管理者を定めその任務にあたらせる。

- 2 停電を伴う作業については特に注意し、検電、接地の着脱を必ず行い、作業の安全確保に努める。

（業務内容の報告）

第25条 受託者は、業務内容について報告書により、報告を行うものとする。

（検査）

第26条 点検ごとに、本市監督員の検査を受け、指示された事項については速やかに行う。

- 2 検査員による完了検査において指示された事項は、指定の期間内に完了させるものとする。

（その他）

第27条 本委託業務については、以下のとおりとする。

- (1) 委託者横浜市と受託者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の「横浜市委託契約約款」の条項（特約条項がある場合、それを含む）によって委託契約を締結し、信義誠実にこれを履行するものとする。
- (2) 仕様書に不明、または疑義を生じた場合には、本市及び受託者が協議して解決するものとする。また、仕様書に明記されていない事項でも技術上、履行上または保安上欠くことのできない事項は、異議なく履行する。
- (3) 受託者は、点検に必要な工具、測定機器等の機材については、設備機器に付属して設置のものを除き、負担する。